

平成 30 年度第 2 回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会

議事概要

(平成 30 年 12 月 17 日開催)

[主な議題案件]

- 平成 30 年度に発生した災害における課題等について（報告案件）
- 包括的専門相談支援体制の推進状況について（報告案件）
- 茨木市障害者差別解消支援協議会会議内容について（報告案件）
- 事業者の合理的配慮の提供に係る助成金について（報告案件）
- 部会・プロジェクトチーム等からの報告事項について（報告案件）
- その他連絡事項等

[議事概要]

- 平成 30 年度に発生した災害における課題等について（報告案件）

(内容)

平成 30 年度に発生した、大阪府北部地震や台風 21 号等の自然災害を経験し、障害のある人やその家族、支援者が多くの課題に直面した。それらの課題について集約し、優先順位をつけて取り組むべきものを決めていくため、自立支援協議会の事務局からメンバーを選抜してワーキンググループを立ち上げた。平成 31 年度第 1 回全体会で取り組み方針の提案を行う予定。

(主な意見・質問など)

- ・ワーキングに障害当事者は参加しているのか。
→ワーキングそのものに当事者の参加はないが、集約している情報の中には、当事者団体や親の会、支援者団体から提供を受けたものも含んでいる。
- ・課題を整理するプロセスについて知りたい。
→整理の途中段階ではあるが、寄せられた課題の中には、障害のある人のための災害時初動マニュアルのようなものの必要性や、備蓄品の場所などの情報、個別支援計画と災害時の行動計画のひも付けなどがあがっている。

・障害福祉サービス事業所連絡会でも以前から災害に対しての取り組みを行っており、自立支援協議会の動きとも協働していきたい。

・茨木市全体として防災を考える会議のようなものに、障害福祉分野から参加しているということはあるのか。

→市全体での所管課は危機管理課で、大規模災害時には災害対策本部が設置され、各対策班ごとの災害対策業務にあたっていくこととなっている。

・障害者やその家族といっても、自ら行動できる人もいる。今回の災害では支援者にも相当の負担がかかっており、当事者や家族の力を活用した対策も必要。

○包括的専門相談支援体制の推進状況について（報告案件）

（内容）

平成 30 年度以降の相談支援体制について、相談支援課から説明。市内の日常生活圏域を従来の 7 圏域から 5 圏域に変更し、5 圏域を細分化して 14 のエリアを設定する。その「5 圏域・14 エリア」という体制のもと、障害者や高齢者、生活困窮者等も含めた「包括的な」相談支援体制を構築するもの。

障害者相談支援事業所については、10 か所の募集エリアに対して 14 法人の申し込みがあった。

（主な意見・質問など）

・包括的な相談となるとすごく難しいと感じる。各地域・エリアで相談支援の質に差が出ないようにしてもらいたい。

○茨木市障害者差別解消支援協議会会議内容について（報告案件）

（内容）

平成 30 年度に設置した茨木市障害者差別解消支援協議会について、8 月に第 1 回、11 月に第 2 回の会議を開催したことを、相談支援課から報告。平成 31 年 8 月から、差別事象に対してのあっせんの手続きが開始できるよう、要領などの整備を行っている。

（主な意見・質問など）

・障害者差別に関する相談事例の件数や、その中身は。
→平成 30 年度に入っては 3 件。公共交通機関利用に関するもの、病院診

療時の配慮に関するもの、入店拒否に関するものが各1件となっている。

- ・市内部における、障害者差別解消や「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関する周知・研修の状況は。

→障害者差別の解消に向けた相談者研修を1回、新規採用職員と新任課長級職員を対象とした条例の研修を1回開催している。

- ・学校、教育委員会においても、障害者差別解消や茨木市の条例に関しての研修を進めてもらいたい。
- ・茨木市条例の、対市民向けの周知や啓発の状況は。

→広報紙やホームページでの周知の他、条例のわかりやすい版冊子を作成し、自治会、商工会議所等に配付している。また、8月には市民向け講演会、10月には事業者向けの研修会を開催した。

○事業者の合理的配慮の提供に係る助成金について（報告案件）

（内容）

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定に合わせ、市内の中小事業者を対象に、合理的配慮の提供支援を目的とした助成金制度を開始した。平成30年11月末時点での申請件数は4件と少なく、さらなる推進に向けての課題が残っている。

（主な意見など）

- ・さまざまな周知をしているとのことだが、まだ、市内の事業者の側での理解が進んでいないのではないかと。さらなる周知が必要。

○部会・プロジェクトチーム等からの報告事項について（報告案件）

（内容）

①障害当事者部会

上半期の部会活動の報告と、部会委員任期満了による新委員の募集について周知を行った。

②研修・啓発プロジェクトチーム

11/29 開催のしょうがい福祉フェスタに関する概要報告。今年度は、例年行っている基調講演に代えて、映画「さとにきたらええやん」の上映を行い、参加者からは好評を得た。

また、今年度から市ホームページ内に設置した、障害福祉関連イベントの情報ページの運用状況について報告を行った。

③子ども支援プロジェクトチーム

今年度上半期の活動報告。市内の小中学校の支援学級の教員が集まる会議において、計画相談や相談員の役目について周知を行ったほか、高槻市の自立支援協議会と連携し、支援学校の教員向けの研修の企画を行った。

また、医療的ケアを必要とする子どもを支援する上での課題について、関係者にアンケートを実施し、今後の取り組みについて検討を行っている状況。

(主な意見など)

- ・医療的ケアを必要とする人にとって、災害時など、電源の確保や避難行動の際の移動の問題は大きな課題である。
- ・子どもの支援を行う上で、「切れ目のない支援」の難しさを感じる。教育と福祉の連携の問題は非常に重要。
- ・障害のある子どもを育てていくうえで、保護者の役割がすごく大きくなっている。学校や教員をはじめ、社会全体で支えてもらいたい。

○その他連絡事項等

★障害福祉サービスの支給決定基準の策定について、障害福祉課から趣旨及び進捗状況を報告。

(主な意見など)

- ・重度訪問介護を利用されている重度な障害のある人など、支給量不足で経済的負担を強いられたり、事業所が負担をするということの無いよう、精査してもらいたい。
- ・24時間、365日という頂点がある中で、基準というものをどう考えていくのかは、自立支援協議会でも考えていかなければならないが、障害のある人の自立を妨げるものであってはならない。